

たばこ煙からの社会的な保護対策

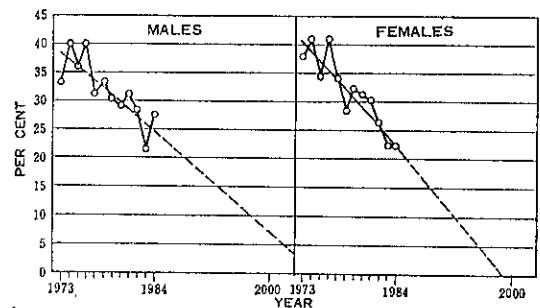
星 旦 二 (公衆衛生行政学部)

1. はじめに

わが国の喫煙率の特徴は、男性の喫煙が高く、若い女性の喫煙率が増加していることである。一方、社会的にみた喫煙対策の先進国ノルウェイでの、若者喫煙状況をみると、「21世紀には喫煙のない世代」づくりが実現しつつある¹⁾(図1)。わが国でも同様な状況がみられるのは、どのぐらい年月がかかるであろうか。

北欧北米の先進国における喫煙対策の経験に基づくと、禁煙したり、非喫煙者を喫煙から保護するためには、個人だけの努力では困難であり、法的な対応と社会的組織的な方法つまり、公衆衛生学的な喫煙対策が不可欠であることを示唆している。

社会的にみた、非喫煙者を保護するための対策²⁾(表1)は、分煙や禁煙教育を含めて総合的にすべきであるが、ここでは、今なお喫煙が広がりつつあるわが国の喫煙状況をベースとして、喫煙対策の先進諸国における、広告規制、警告の表示、販売規制における社会的な対策と、公共施設や職場や学校での喫煙対策を検討して、禁煙したり、非喫煙者を喫煙から保護するための先進例を中心に紹介したい。北欧なみの状況に少しでも早く近づくために。



*Derived from interview surveys among representative samples of the Norwegian population, by the Central Bureau of Statistics/National Council on Smoking and Health, Norway.

図1. ノルウェイ若年者の喫煙率経年変化¹⁾

2. わが国における社会的な喫煙対策

2-1. わが国における健康づくりとしての喫煙対策

わが国における本格的な健康づくりとしての喫煙対策は、1964年に厚生省が、「児童の喫煙禁止に関する啓発指導の強化」を示したことがあげられよう。最近の喫煙のテレビ広告規制では、1991年4月より、広告自主規制時間帯を、従来より1時間延長し、午前5時から、午後10時54分とされている³⁾。また厚生省は、喫煙問題啓発普及を1991年の第二次国民健康づくり対策

表1. 喫煙対策の過去、現在、未来：アメリカ合衆国 1989年²⁾

情報と教育	経済的な誘導	直接的な喫煙対策
1. 警告表示義務 パッケージ 広告	1. タバコへの増加課税	1. 喫煙場所の制限 公共機関、職場、学校
2. タバコや喫煙の成分表示 タール ニコチン 一酸化炭素 添加物	2. 保険 保険料の割引 禁煙治療費の保険 適応	2. 配布制限 (販売も) 年齢 特定の方法 (自動販売機)
3. 教育計画	3. タバコの価格支援 軽減ないし撤廃	3. 製品規制
4. 政府の報告	4. 製造物責任	4. 製造、販売使用の禁止
5. 喫煙の研究と対策資金		
6. 広告や禁止ないし制限		

表2. わが国における喫煙対策に関する法的な対応

明治9年	煙草税則制定
明治26年	学習院長田中光顕により学習院の禁煙令
明治27年	文部大臣井上毅により「小学校ニ於テ生徒ハ喫煙スルコト及煙器ヲ付帶スルコトヲ禁ズベシ」との訓令
明治29年	葉煙草印紙税法制定
明治31年	葉煙草専売法
明治32年	「幼者喫煙禁止法」案が「未成年喫煙禁止法」と改め、明治33年3月7日公布4月1日施行
明治33年	鉄道営業法（吸煙禁止科料）
明治37年	煙草製造専売法公布（実施同年7月1日）
昭和39年	児童の喫煙禁止に関する啓発指導の強化（厚生省児童局長通知）
昭和39年	喫煙の健康に及ぼす影響（厚生省公衆衛生局長通知）
昭和42年	中学校学習指導要領改正（保健体育に飲酒喫煙問題を含める）
昭和53年	喫煙場所の制限（厚生省国立病院課長、国立療養課長通知）
昭和55年	喫煙と健康問題に関する衛生教育（厚生省公衆衛生局長通知）
昭和59年	医療機関におけるたばこの煙に関する配慮（厚生省医務局長通知）

表3. 地下鉄での禁煙状況

1968年	池袋駅禁煙タイム
1980年	阪急電鉄「禁煙タイム」
1981年6月	京都市交通局（地上1駅、地下11駅）終日禁煙
1981年	福岡市交通局（地上2駅、地下15駅）開業当初から終日禁煙
1987年11月	ロンドンの地下鉄で火災、死者30人
1988年1月	帝都高速度交通営団（地上13駅、地下114駅）東京都交通局（地上8駅、地下56駅）全面禁止
1988年6月	京都市交通局が全面禁煙 大阪や神戸の地下鉄一部禁煙
1991年4月	阪急電鉄河原町など4つの地下駅終日禁煙
札幌、仙台、名古屋の各市交通局全駅で終日禁煙	
大阪市交通局（地上17駅、地下84駅）朝夕の禁煙タイム、梅田一難波間の5駅終日禁煙	
神戸市交通局（地上6駅、地下9駅）朝夕の禁煙タイム	

で、疾病予防として位置づけている⁴⁾。

2-2. わが国における法的な喫煙対策の現状

わが国における法的にみた喫煙対策の、経年的な対応を表2に示した⁵⁾。後述する、喫煙対策での先進諸国での法的な対応と比べると、内容面で遅れていると言えよう。

2-3. わが国における公共施設での喫煙対策⁵⁾

わが国の公共施設でも、都道府県庁や市町村庁舎で分煙や禁煙が広がりつつある。地下鉄の経年的にみた

禁煙状況は表3に示した。

公共施設である学校での状況を名古屋市教育委員会の調査⁶⁾でみると、1983年度に、喫煙室や喫煙コーナーを設けていた同市立の学校（小・中・高校、幼稚園、養護学校を含む）は10校だけで、全体の2.5%だった。会議中の禁煙を実行していた学校は1校もなかった。その後、喫煙室や喫煙コーナーのある学校は、1987年度には40校（全体の9.8%）に、1989年度は83校（同20%）まで増えた。会議中の喫煙は1987年度で50校、1989年

度は415校中101校で実施するようになった。

勇気ある先生が訴訟をおこしたことが、分煙対策をすすめる動機づけとなっているものと考えられる。

3. 世界における社会的な喫煙対策の現状

世界的にみた喫煙対策の先進諸国の広告規制、警告の表示、販売規制などの社会的な対応と、職場や学校での喫煙対策状況を以下に示す。

3-1. 喫煙に対する広告規制と警告の表示

警告表示をローテイト表示している国は⁷⁾、アメリカ合衆国以外では、フィンランド、アイスランド、ノルウエー、スウェーデン、イギリスである。とくにアイスランドでは、3つの直接表示を義務づけている(表4)。

表4. アイスランドたばこ警告表示

- | |
|---|
| 1. 喫煙は、がんの原因です
2. 喫煙する人は若死にします
3. 喫煙は人を殺します |
|---|

表5には、スウェーデンでの販売商業広告規制と警告表示を紹介する⁸⁾。表6には、1991年の1月に新しくスウェーデン政府が採用した警告文を示した⁹⁾。タバコの外装に印刷しなければならないとされている。

スウェーデンで、10年前から開始された、学校での

喫煙対策は、特に男性で効果が示されている。しかし、全ての社会階層に効果が見られるわけではない¹⁰⁾。一般的にみて、社会階層が低いほど、学歴が低いほど、喫煙率が高く、社会階層での格差が広がりつつある。よって、社会的な喫煙からの保護対策は、これらの人々を優先的な対象に設定することが必要であろう。

3-2. 喫煙に対する販売と広告の規制

アイスランドでの喫煙対策では、たばこ法と警告表示ともに、世界中で最も厳しい喫煙対策のための法律と言われている。フィンランドでのたばこ法は、1976年に可決され、タール含有量を許可する上限を決定した¹¹⁾。フランスでは、1993年1月より、全てのたばこ広告が禁止されることが決定している¹²⁾。

たばこの広告と販売の関連をみると、タバコの広告が厳しいほど、喫煙率の経年的にみた喫煙率が低下していく傾向がみられる¹³⁾。このことは、喫煙対策をすすめる上で、たばこに関する広告と販売の規制が、非喫煙者を社会的に保護するための基盤整備として重要であることを示唆している。

イギリスの6歳から7歳までの小学生に対するタバコ広告の理解度に関する調査では、タバコ広告と他のブランド広告を識別できている¹⁴⁾。

表5. スウェーデンでの販売商業広告活動の禁止

- | |
|--|
| 特に若年者での喫煙を促すことを規制し、喫煙にそっぽをむかせつづるために、次の様な、喫煙を推進させる行為は禁止される
・消費者へ直接に届くような郵便や同様な活動
・映画や劇場での宣伝行為
・放送による広告 ・屋外広告
・スポーツ行為が開催される場所での宣伝
・スポーツ関連の雑誌や新聞での広告
・病院や類似施設での広告
・主として健康を扱う雑誌での広告
・主な読者が20歳以下の雑誌での広告
・主要な雑誌や出版物の表紙と裏表紙での広告
・主として20歳以下の若者が訪れる場所での広告
・学校や教育的な施設での広告
・20歳以下の若者に対する提示説明や、無料配布
・年齢にかかわらず、購買に関連づけて提示説明したり無料配布する委任行為
・贈答のためのサンプル
・くじ引きや広告コンテスト
・商売用の印や類似の行為
・合併併用した販売、例外として安価なタバコ道具を除く |
|--|

表6. スウェーデンのたばこ警告文

1. 禁煙は毎日20名のスウェーデン人を殺している
2. 禁煙するのは今からでも遅くない。がんと心臓病になる危険が減る
3. タバコの煙は、ヒ素、亜鉛、カドミウム、などの毒物を含んでいる
4. 50歳以前に心不全で死ぬのはほとんど喫煙者である
5. 肺癌、咽頭癌、喉頭癌の主な原因はタバコ。喫煙者は口唇、食道、脾臓、膀胱のがんにもなりやすい
6. 肺癌で死ぬ女性が急速に増えているが、原因はタバコである
7. 喫煙者は起床時によく咳をするが、これは異常であって喫煙の結果である
8. 喉頭がん患者の10人に8人は喫煙者である
9. 喫煙者の胃潰瘍は治りにくく、再発しやすい
10. 喫煙すると骨が脆くなる。女性は特になりやすい
11. 噛みタバコも喫煙も口内癌の原因となるし、タバコはまた歯を弱くする
12. 喘息は気管の過敏症であり、タバコの煙によって悪化する
13. タバコの煙があると子どもはアレルギーをおこしやすい
14. タバコの煙にさらされる子どもは咳が多くなり、重篤な気管支炎になり易い
15. 喫煙は中毒となり、ヘロインやコカインのようにニコチンの依存症になる
16. 妊娠中の喫煙は胎児の成長を損ない、流産の危険を増加させる

カナダ政府のタバコ広告規制¹⁵⁾によると、1989年1月より、ビル壁面広告規制が実効となっている。また警告表示義務の内容では、「喫煙は、肺がんや肺気腫、心臓病の原因となる」という内容を、広告の上部位置に示し、そのスペースは最低20%以上確保して表示しなければならないとなった。

ニュージーランド¹⁶⁾では、1990年より、全てのたばこ製品の広告を規制している。オーストラリアのビクトリア州では、屋外広告を規制し、たばこ課税の5%つまり、1,950万ドルがビクトリア州健康増進基金とされている。

3-3. 喫煙に対するその他の対策

〈喫煙対策関連予算〉

アメリカ合衆国のたばこ社会の年間広告額と販売促進額の総額は、1986年の時点で、約3573億円を使用している¹⁷⁾。一方、アメリカ合衆国の喫煙対策関連予算¹⁸⁾は、1. Office of Smoking and Health 2. National Clearinghouse for Smoking and Health の予算であり、1988年の総額は、34億6600万ドルで、約5,200億円（1ドル150円）を使用している。わが国の、喫煙対策関連予算がいくらなのか、公表はされていないが、アメリカ合衆国並に対策を実施するならば、人口規模からして、2,500億円が必要であると試算される。

アメリカ合衆国各州の喫煙対策¹⁸⁾では、1987年の時点で84%の州が喫煙規制条例を定めている。レストランでの規制条例は、45%であり、公的な職場での規制条例は、61%である。これらの成果は、1964年以後の、積極的な対策の結果である。

〈喫煙の価格を上げる〉

アメリカ合衆国での価格変動と消費との関連を調査した研究¹⁹⁾をみると、価格を10%上げると消費量は、成人では4ないし5%、未成年では、14%減少することが、示されている。各国のたばこ価格と若者の喫煙率との関連をみると、たばこの価格が高価な国での若者

表7. アメリカ合衆国各州の主な機関の喫煙規制条例 (1987年)

公共交通	36州	70.6%
エレベーター	32	62.7
室内	30	58.8
レストラン	24	47.1
学校	32	62.7
病院	34	66.7
ナーシングホーム	32	62.7
政府機関	31	60.8
公的な会議	27	52.9
図書館	21	41.1

の喫煙率は低く、逆にたばこの価格が安価な国での若者の喫煙率は高い傾向を示す。

〈医療関係者の役割〉

歯科医師のちょっとした禁煙アドバイスで、1年後に5%が禁煙する²⁰⁾。この努力で350万人が禁煙できる。禁煙を助ける医師の役割が大きく、医療関係者も、禁煙を助ける健康支援技術を持つ特異的な位置にある。

〈職場や学校での喫煙対策〉

1991年9月4日の共同通信によると、米国の調査会社と人的資源管理協会が1991年4月3日発表した共同調査結果では、米国の官庁や企業でオフィスを全面禁煙にしているところは34%に達し、全面禁煙率は1987年調査時点の7%からはるかに上昇している。また学校では、1981年時点では、51州のうち、39州が薬物、アルコール、喫煙に関する教育を義務づけている。州によっては、教師への研修、教育をする教授資格を義務づけたり、教材の正確さを求めている。

〈喫煙関連訴訟による喫煙保護対策の現状〉

わが国の喫煙関連の訴訟では、嫌煙権訴訟として、電車だけではなく、学校や職場での禁煙訴訟が続いている。一方警告の表示に関する、アメリカ合衆国の訴訟結果²¹⁾は、たばこの警告表示あっても賠償請求できるとの判決や、たばこ会社に賠償責任として肺がん死に40万ドルを支払うべきとの判決が出されている。

〈喫煙消費を低減化させるマスコミ活動の役割〉

喫煙の消費を低減化するためにマスコミが過去25年間にどのような役割を果たしたかについてのレビュー²²⁾をみると、初期の段階では、放送や出版物が、喫煙による健康被害を知らしめたり、喫煙率の低下に寄与した。また公的な機関による喫煙に関する情報活動が初期の喫煙対策では、大きな役割を持っていたが、今日では、マスコミの役割が大きく、特に政治的なキャンペーンを繰り広げるマスコミ活動は、現在の喫煙対策においてきわめて強力で効果的な方法であることが示されている。

4. 喫煙対策に関する世界的な提言

4-1. WHO（世界保健機構）の提言

WHO（世界保健機構）²³⁾は、5月31日を、世界禁煙デーとして位置づけ、「子どもと若者への喫煙防止」を

テーマとして活動することを呼びかけている。また、勧告の最後には、「すべての子どもは、タバコなしで大きく成人できる権利を持つ」と示されている。

WHO 西太平洋事務局²⁴⁾は、1990年に今後4年間の行動計画を策定するために会議を開いた。会議の目的は、(1)西太平洋地区の加盟国における1990年から1994年までの各国における喫煙対策行動計画を準備すること、(2)各国での喫煙対策に関する情報交換をすること、(3)喫煙対策と喫煙をしない生活を促すための適切な方策を促すためであった。

これらの背景では、世界的にみた、喫煙に関連した死亡が毎年270万人にも及び、2050年には、1200万人が死亡すると予測されている。発展途上国での関連疾患が、感染性の疾病や低栄養の課題が解決される以前に出現していることである。

4-2. WHO ヨーロッパ事務局主催の第1回喫煙対策ヨーロッパ会議の勧告²⁵⁾

WHO ヨーロッパ事務局が主催する、第1回喫煙対策ヨーロッパ会議がスペインのマドリードで1989年11月に開催された。ここでは、「Promoting Positive Health Behavior」をスローガンとして、総合的な喫煙対策が検討されている。採択された、「たばこ対策憲章」(Charter against tobacco) は表に示した。

4-3. WHO 西太平洋事務局の行動計画提言²⁶⁾

WHO 西太平洋事務局は、今後4年間にわたる行動計画を提言している。このなかで、各加盟国における

1. たばこの煙のない新鮮な空気を吸うことは、健康的で汚染のない環境を享受する基本的な権利の一つである。
2. 全ての子どもと若者は、たばこを吸わせようとするあらゆる誘いや促進から保護され、必要で不可欠な全ての教育を受け、かつ喫煙を開始させるいかなる方法にも対抗できる支援をうける権利を持っている。
3. 公共の場や輸送機関では、全ての市民が喫煙に汚染されていない空気を吸う権利がある。
4. 全ての労働者は、喫煙に汚染されていない職場で、呼吸をする権利がある。
5. 全ての喫煙者は、喫煙習慣を打ち勝つように、勇気づけられたり、支援される権利がある。
6. 喫煙することは、健康を害するリスクがあることを、知らされる権利がある。

喫煙と健康に関する主な活動計画は、次の様に示されている。

- (1)喫煙をコントロールする総合的な各国政府の政策と活動計画を作成し実行すること、
- (2)これまでに収集出来なかった、特に喫煙状況と消費額に関するデータ収集をすること、
- (3)健康教育と情報システムを確率すること、
- (4)国および地方レベルでの喫煙に関する適切な規制計画を示すこと、
- (5)価格をコントロールする政策を確立することであった。

4-4. 喫煙対策が必要な社会背景

第3世界における喫煙状況を報告したサイモン²⁵⁾は、4つのポイントを示した。1.人口の80%は、十分には発展していない国 (Less developed country) に属していて、中国だけで、世界の喫煙消費量の29.3%を占めていること、2.第3世界の女性の喫煙率が低いことから、タバコ産業のターゲットにされていること、3.本来は、食料の購入に充てるべき資金が、タバコの購入に充てられていること、4.タバコに関連した、貿易の収支は、大多数の発展途上国で、赤字であることである。

たばこ乾燥材として森林が伐採され、森林破壊につながっている実態が示されている。全世界における年間のたばこ生産量は、566万トンであり、伐採された植林のための予算額は、150億 US ドルが必要であると試算されている。

喫煙対策は、地球保護の視点からも推進させる必要性を示唆している。

参 考 文 献

- 1) Community Prevention and Control of Cardiovascular Disease. WHO TRS (732): 22-24,1986.
- 2) Smoking control policy 1989. SURGEON GENERAL REPORT. USA
- 3) 第120回衆議院予算委員会第三分科会会議録 P.17, 1991.
- 4) 厚生省第二次国民健康づくり対策 1991年 厚生省
- 5) 健康・体力事業財団「国内外の喫煙の実態、健康影響と喫煙対策の動向に関する研究報告書」主任研究者 富永祐民 平成4年度報告書
- 6) 共同通信 1991年3月22日「進む職場での分煙 嫌煙家は「まだ不十分」
- 7) Smoking control policy 1989. P.528 SURGEON GENERAL REPORT. USA
- 8) National Control in Sweden The National Board of Health and Welfare. 1987.
- 9) National Control in Sweden The National Board of Health and Welfare. 1991.
- 10) Rosen-Mans. Hanning-Marianne. Wall-Stig. Changing Smoking Habits in Sweden:Towards Better Health, but Not for All. International Journal of Epidemiology. 1990 Jun. 19 (2). pp.316-322.
- 11) Smoking Prevention Newsletter 8 p3. March 1990.
- 12) Smoking Prevention Newsletter 11 p11. December 1990.
- 13) 健康・体力事業財団「国内外の喫煙の実態、健康影響と喫煙対策の動向に関する研究報告書」主任研究者 富永祐民 平成3年度報告書
- 14) Children's Awareness of Cigarette Advertisements and Brand Imagery P.P. Aitken et al. British Journal of Addiction 82, 615-622. 1987.
- 15) Two tobacco firms to end billboard ads over Canadian rules. Wall Street Journal 3 Star, Eastern edition. p.6. 1989.
- 16) NewZealand govt said it would ban all advertising for tobacco products in 1990. Communication Daily december 27. 1989.
- 17) Smoking control policy p.499. 1989. SURGEON GENERAL REPORT. USA
- 18) Smoking control policy p.522-525. 1989. SURGEON GENERAL REPORT. USA
- 19) The Journal of NCI April 3, 1991.
- 20) Smoking Cessation Strategies: What Works, What Doesn't. Journal of the American Dental association. 1990 Jan. Suppl. pp13S-19S.
- 21) 朝日新聞 1990. 7. 2 朝刊
- 22) Erickson-A-C. Mckenna-J-W. Romano-R-M. Past lessons and new uses of the mass media in reducing tobacco consumption. Public-Health-Rep. 1990 May-Jun. 105(3). P239-44.
- 23) Tobacco or Health; The Way Ahead. First Conference on Tobacco Policy Madrid 7-11 November 1988. Advance copy prior to publication WHO 1989.
- 24) Action Plan on Tobacco or Health WHO Regional Office for the Western Pacific. WHO 西太平洋事務局 喫煙対策報告書
- 25) Tobacco Control in the Third World. A Resource Atlas. Simon Chapman Wong Waileng. IOCU. 1990.